

お客さま各位

静清信用金庫

令和4年台風15号に伴う災害等に対する当金庫の対応について

このたびの台風15号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。静清信用金庫では、今回の台風15号による災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対し下記の通り、お客さまの状況に応じて便宜的なお取扱いをさせていただきます。お困りのこと等がございましたら、ご遠慮なく本支店窓口までご相談ください。

記

1. 預金証書、通帳、お届印を紛失した場合でも、ご預金者であることが確認できれば、ご預金を払戻しいたします。
2. ご事情をご確認させていただき、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しに応じます。
3. 今回の災害等のため、支払期日が経過した手形については、窓口にご相談ください。
4. 汚れた紙幣や硬貨は、お取替えいたします。状態によっては日数を要する場合がございます。
5. ご融資やその他の事柄に関しましても、「相談窓口」を開設いたしておりますので、お気軽にご相談ください。

開設日	場 所	受付時間
平 日	静清信用金庫 本支店窓口	9:00~15:00
休日 (土曜日のみ) ※事前予約制	静清信用金庫 「相談センター kyoten」 静岡市葵区昭和町2-2 昭和町S・I・Aビル1階 Tel054-254-5530	

6. 罹災証明を必要とする手続きにおいて、各市における交付状況により発行が間に合わない場合は、窓口へご相談ください。

※ご来店に際しては、ご本人が確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等)をお持ちください。なお、紛失の場合は窓口まで、ご相談ください。

以上